令和2年3月23日

薬局開設者各位

公益社団法人大分県薬剤師会

会　長　　安　東　　哲　也

**令和２年度調剤報酬改定に伴う施設基準の届出について**

**（令和2年度調剤報酬改定に伴い施設基準の届出事項に変更がない場合は届出不要）**

令和２年度調剤報酬改定に伴う施設基準の届出（九州厚生局提出）について、令和2年４月以降に新規で申請する施設基準、調剤報酬改定に伴い届出に変更が生じる施設基準は、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

記

**新たに新設された届出**

①特定薬剤管理指導加算２　②薬剤服用歴管理指導料４

**施設基準が改正された届出**

①調剤基本料２、３のイ　※区分に変更がない場合は届出不要

②地域支援体制加算

※調剤基本料１とそれ以外の区分との間で変更があり（適用される施設基準に変更がある場合）、継続して地域支援体制加算を算定する場合

**提出期限：令和２年４月２０日（月曜日）（九州厚生局大分事務所必着）**

**提 出 先**：九州厚生局大分事務所

〒８７０－００４５　大分市城崎町１－３－３１　富士火災大分ビル2階

TEL０９７－５３５－８０６１

届出用紙：九州厚生局HPまたは大分県薬剤師会HPからダウンロードしてください。

〇九州厚生局HP＞[業務内容](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/index.html) > [保険医療機関・保険薬局の方へ](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/tsuchi/hokeniryoukikan.html) > 令和2年度診療報酬改定について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido\_kansa/shitei\_kijun/tokukei\_shinryo.html

〇大分県薬剤師会HP＞県薬からのお知らせ＞「令和2年度調剤報酬改定について」

※届出様式をダウンロードができない場合は、下記項目に記入のうえ、大分県薬剤師会までFAX（０９７－５４４－１０５１）ください。

**施設基準の届出書　類郵送依頼**

薬局名　　　　　　　　　　　　　　連絡先

届出書類

（記載例：調剤基本料2、薬剤服用歴管理指導料4、特定薬剤管理指導加算2など）

住所

（大分県薬剤師会FAX０９７－５４４－１０５１）